



発行 新潟県

号外 3

令和7年3月28日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 23 新潟県財務規則の一部を改正する規則(財政課)
- 24 新潟県物品会計規則の一部を改正する規則(出納局会計検査課)

訓 令

- 9 新潟県行政文書管理規程の一部改正(法務文書課)
- 10 新潟県財務規則により資金前渡職員を置く組織の一部改正(出納局管理課)

規 則

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第23号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(本庁における物品購入契約等の取扱い)</p> <p>第84条 本庁の支出負担行為担当者は、物品の購入又は物品の製造の請負に関する契約を締結しようとするときは、物品購入契約等依頼書により出納局会計検査課長に対して契約事務の依頼をしなければならない。ただし、次に掲げる物品の購入又は製造の請負に関する契約及び特別の理由があるため支出負担行為担当者が自らその契約事務を処理する必要があると認め出納局会計検査課長の同意を得たものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>ハッピー・パートナー企業調達事業者(男女共同参画の推進に積極的に取り組む事業者であつて、知事が別に定める基準を満たすものをいう。以下この号において同じ。)</u>若しくは新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業調達事業者(多様で柔軟な働き方及び女性活躍の推進に積極的に取り組む事業者であつて、知事が別に定める基準を満たすものをいう。以下この号において同じ。)から購入し、又はハッピー・パートナー企業調達事業者若しくは新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業調達事業者に製造を請け負わせる物品(1件の予定価格が第72条第1号又は第2号に定める額を超えない物品に限る。)</p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>(調定)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる収入の調定は、当該各号に定める時期に行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 指定納付受託者に委託して納付する方法により納付が行われる収入(第1号に掲げる収入及び既に調定した収入を除く。)別に定める日</p> <p><u>(8) 指定公金事務取扱者に納付する方法により納付が行われる収入(第1号に掲げる収入及び既に調定した収入を除く。)別に定める日</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p>	<p>(本庁における物品購入契約等の取扱い)</p> <p>第84条 本庁の支出負担行為担当者は、物品の購入又は物品の製造の請負に関する契約を締結しようとするときは、物品購入契約等依頼書により出納局会計検査課長に対して契約事務の依頼をしなければならない。ただし、次に掲げる物品の購入又は製造の請負に関する契約及び特別の理由があるため支出負担行為担当者が自らその契約事務を処理する必要があると認め出納局会計検査課長の同意を得たものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>ハッピー・パートナー企業調達事業者(男女共同参画の推進に積極的に取り組む事業者であつて、知事が別に定める基準を満たすものをいう。以下この号において同じ。)</u>から購入し、又はハッピー・パートナー企業調達事業者に製造を請け負わせる物品(1件の予定価格が第72条第1号又は第2号に定める額を超えない物品に限る。)</p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>(調定)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる収入の調定は、当該各号に定める時期に行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 指定納付受託者に委託して納付する方法により納付が行われる収入(第1号に掲げる収入を除く。)別に定める日</p> <p>(8) (略)</p>

別表第1 (第2条関係)

名 称	所管組織
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略) 農業総合研究所中山間地域農業研究センター	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

別表第7 (第21条関係)

合議又は協議を要する事項	合議又は協議の相手方
(略)	(略)
4 予算の執行に係るある規則、要綱等の制定若しくは改廃又は告示をすること(要綱等の改正であつて、予算の執行に影響を及ぼさないものを除く。)	(略)
(略)	(略)
6 5,000万円以上の委託契約(建設工事に係る委託契約を除く。)に係る予算を執行すること。	(略)
(略)	(略)
9 歳出予算の目節の金額の流用(建設事業に係る委託料、使用料及び賃借料、工事請負費及び補償、補填及び賠償金の間の流用、 <u>経常経費</u> として予算計上された節の間の流用並びに別に定めるものを除く。)の決定をすること。	(略)
10 (略)	(略)
11 (略)	(略)

備考

1～5 (略)

別表第1 (第2条関係)

名 称	所管組織
(略)	(略)
少年自然の家 (略) 新潟県立幼稚園	(略)
(略)	(略)
(略) 農業総合研究所中山間地農業技術センター	(略)
(略) 農業総合研究所高冷地農業技術センター	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

別表第7 (第21条関係)

合議又は協議を要する事項	合議又は協議の相手方
(略)	(略)
4 予算の執行に係るある規則、要綱等の制定若しくは改廃又は告示をすること。	(略)
(略)	(略)
6 3,000万円以上の委託契約(建設工事に係る委託契約を除く。)に係る予算を執行すること。	(略)
(略)	(略)
9 歳出予算の目節の金額の流用(建設事業に係る <u>工事請負費、委託料並びに補償、補てん及び賠償金</u> の間の流用並びに <u>経常経費</u> として予算計上された節の間の流用を除く。)の決定をすること。	(略)
10 1,000万円以上の事業を受託する契約を締結すること。	財政課長
11 (略)	(略)
12 (略)	(略)
13 繰出金の繰出しを決定すること。	財政課長
14 前各号に定めるもののほか、債務負担行為に係る予算を執行すること。	財政課長

備考

1～5 (略)

6 1,000万円以上の事業を受託する契約のう

- 6 (略)
- 7 (略)

別記 (第78条関係)

建設工事請負基準約款
(略)

別表 (第25条、第35条、第38条、第48条関係)

項目	適用 条文	算式等	摘要
(略)			
前金 払を する 場合	(略)	(略)	継続工事について (1) 当該年度支 払額が増額さ れた場合に は、 <u>第35条第 6項</u> 中「請負 金額」とある のは「当該年 度支払額」と 読み替えて、 同項の規定を 準用する。 (2) 当該年度支 払額が減額さ れた場合に おいて発注者 が必要と認め るときは、 <u>第35 条第7項</u> 中 「請負金額」 とあるのは「当 該年度支払 額」と、 <u>同条 第8項</u> 中「前 項の場合」と あるのは「別 表において準 用する前項の 場合」と、 <u>同</u>

- ち、別に定めるものについては、合議を要しない。
- 7 債務負担行為に係る予算の執行のうち、次に掲げる契約については、合議を要しない。
- ア 工事請負契約
- イ 建設工事に関する委託契約
- ウ 建設事業に伴う用地及び物件の補償に係る補償金に係る契約
- エ 法第180条第1項の規定により知事専決事項として指定された賃借契約
- 8 (略)
- 9 (略)

別記 (第78条関係)

建設工事請負基準約款
(略)

別表 (第25条、第35条、第38条、第48条関係)

項目	適用 条文	算式等	摘要
(略)			
前金 払を する 場合	(略)	(略)	継続工事について (1) 当該年度支 払額が増額さ れた場合に は、 <u>第35条第 5項</u> 中「請負 金額」とある のは「当該年 度支払額」と 読み替えて、 同項の規定を 準用する。 (2) 当該年度支 払額が減額さ れた場合に おいて発注者 が必要と認め るときは、 <u>第35 条第6項</u> 中 「請負金額」 とあるのは「当 該年度支払 額」と、 <u>同条 第7項</u> 中「前 項の場合」と あるのは「別 表において準 用する前項の 場合」と、 <u>同</u>

			<p>条第 10 項中 「第 7 項」とあるのは「別表において準用する第 7 項」と読み替えて、これらの規定を準用する。</p>				<p>条第 9 項中 「第 6 項」とあるのは「別表において準用する第 6 項」と読み替えて、これらの規定を準用する。</p>
(略)				(略)			
(略)				(略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別記建設工事請負基準約款別表の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 6 年度に属する歳入歳出の執行及び決算その他に関しては、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和 7 年 3 月 31 日限りで廃止される次の表の左欄に掲げる事務所の令和 6 年度に係る会計事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課又は事務所において処理するものとする。

<p>農業総合研究所中山間地農業技術センター 農業総合研究所高冷地農業技術センター 少年自然の家 新潟県立幼稚園</p>	<p>農業総合研究所中山間地域農業研究センター // 教育庁生涯学習推進課 新潟北高等学校</p>
--	---

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第24号

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則

新潟県物品会計規則(昭和39年新潟県規則第13号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前		
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)		
事務所	専決させる物品	専決させる者	事務所	専決させる物品	専決させる者
(略)			(略)		
佐渡地域振興局	(略)	(略)	佐渡地域振興局	(略)	(略)
	地域整備部総務課、業務課、用地・行政課、維持管理課、道路課、 <u>河川・砂防課</u> 、建築課及び県民サービスセンターに係るもの			地域整備部総務課、業務課、用地・行政課、維持管理課、道路課、 <u>治水課</u> 、砂防課、建築課及び県民サービスセンターに係るもの	
	(略)			(略)	

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第9号

本 庁
地 域 機 関

新潟県行政文書管理規程（令和2年3月新潟県訓令第5号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																		
<p>第11条 課に配付された文書等及び課に直接到達した文書等は、別に定めるものを除き、文書取扱者が收受し、次の各号により処理しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号の規定による引継ぎ又は配付を受けた担当者は、次に掲げる場合を除き、必要な事項を公文書管理システムに登録すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 文書に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号又は同条第9項に規定する特定個人情報が含まれる場合</p> <p>エ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(電磁的記録又はマイクロフィルムによる行政文書の保存)</p> <p>第61条 保存文書は、別に定める方法により電磁的記録に記録し、又はマイクロフィルムに撮影することにより、当該保存文書に代えて当該電磁的記録又は当該マイクロフィルムを保存することができる。</p> <p>2 前項の規定により記録し、又は撮影した当該電磁的記録又は当該マイクロフィルムの検査を終えた保存文書は、第44条の規定にかかわらず、本庁にあっては法務文書課長が主務課の長と協議の上、地域機関にあっては所長が廃棄することができる。</p> <p>別表第3（第68条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">記 号</th> <th style="text-align: center;">所 の 名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農 研 中</td> <td style="text-align: center;">" 中山間地域農業研究センター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1・2 (略)</p> <p>3 佐渡地域振興局地域整備部の文書記号</p>	記 号	所 の 名 称	(略)	(略)	農 研 中	" 中山間地域農業研究センター	(略)	(略)	<p>第11条 課に配付された文書等及び課に直接到達した文書等は、別に定めるものを除き、文書取扱者が收受し、次の各号により処理しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号の規定による引継ぎ又は配付を受けた担当者は、次に掲げる場合を除き、必要な事項を公文書管理システムに登録すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 文書に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号又は同条第8項に規定する特定個人情報が含まれる場合</p> <p>エ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(マイクロフィルムによる行政文書の保存)</p> <p>第61条 保存文書は、マイクロフィルムに撮影し、当該保存文書に代えて当該マイクロフィルムを保存することができる。</p> <p>2 前項の規定によりマイクロフィルムに撮影し、当該マイクロフィルムの検査を終えた保存文書は、第44条の規定にかかわらず、本庁にあっては法務文書課長が主務課の長と協議の上、地域機関にあっては所長が廃棄することができる。</p> <p>別表第3（第68条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">記 号</th> <th style="text-align: center;">所 の 名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農 研 高</td> <td style="text-align: center;">" 高冷地農業技術センター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農 研 中</td> <td style="text-align: center;">" 中山間地農業技術センター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1・2 (略)</p> <p>3 佐渡地域振興局地域整備部の文書記号</p>	記 号	所 の 名 称	(略)	(略)	農 研 高	" 高冷地農業技術センター	農 研 中	" 中山間地農業技術センター	(略)	(略)
記 号	所 の 名 称																		
(略)	(略)																		
農 研 中	" 中山間地域農業研究センター																		
(略)	(略)																		
記 号	所 の 名 称																		
(略)	(略)																		
農 研 高	" 高冷地農業技術センター																		
農 研 中	" 中山間地農業技術センター																		
(略)	(略)																		

<p>は、次によること。 ア 佐振地の記号を使用する課 総務課、 業務課、用地・行政課、維持管理課、道 路課、<u>河川・砂防課</u>、建築課及び県民サ ービスセンター イ (略)</p>	<p>は、次によること。 ア 佐振地の記号を使用する課 総務課、 業務課、用地・行政課、維持管理課、道 路課、<u>治水課</u>、<u>砂防課</u>、建築課及び県民 サービスセンター イ (略)</p>
---	---

◎新潟県訓令第10号

部 局
事 務 所

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）により資金前渡職員を置く組織（昭和57年3月新潟県訓令第9号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第133条第1項第5号の規定により資金前渡職員を置く組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実施する。</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>高田特別支援学校白嶺分校 <u>上越特別支援学校有恒学舎</u></p> <p>（略）</p>	<p>新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第133条第1項第5号の規定により資金前渡職員を置く組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実施する。</p> <p>（略）</p> <p><u>十日町高等学校松之山分校</u></p> <p>（略）</p> <p>高田特別支援学校白嶺分校</p> <p>（略）</p>